

参議院大蔵委員会會議録第七号

昭和三十一年二月二十日(木曜日)
午前十時二十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 新谷寅三郎君
理事 柴田 榮君
西川甚五郎君
柴谷 要君
渋谷 邦彦君
天田 勝正君

委員

川野 三曉君
栗原 祐幸君
佐野 廣君
津島 壽一君
鳥島徳次郎君
日高 広為君
堀 末治君
木村轄八郎君
佐野 芳雄君
成瀬 幡治君
鈴木 市藏君

政府委員

大蔵政務次官 齋藤 邦吉君
大蔵大臣官房 松井 直行君
財務調査官 坂入長太郎君
事務局側 常任委員 坂入長太郎君
会専門員

○とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

第五部 大蔵委員会會議録第七号

昭和三十一年二月二十日【参議院】

○物品税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○相統税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○自動車検査登録特別会計法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

去る二月十日予備審査のため付託せられましたとん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案、去る十四日予備審査のため付託せられました物品税法の一部を改正する法律案、去る十八日予備審査のため付託せられました相統税法の一部を改正する法律案、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案、自動車検査登録特別会計法案、以上五案を一括議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。

齋藤大蔵政務次官。

○政府委員(齋藤邦吉君) ただいま議題となりました、とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案外四法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

最初に、とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。

最近におけるわが国の貿易外収支の動向及びわが国の港務経費が、諸外国に比べやや低位にある状況等にかんが

み、今回、港務経費の一つであるとん税及び特別とん税をそれぞれ倍額に引き上げ、もって国際収支の改善に資するもの、この法律案の提案理由であります。

その内容は、とん税につきましては、現行の入港ごと納付トン当たり八円を十六円に、一年分一時納付トン当たり二十四円を四十八円にそれぞれ引き上げ、特別とん税につきましては、現行の入港ごと納付トン当たり十円を二十円に、一年分一時納付トン当たり三十円を六十円にそれぞれ引き上げるものと、この改正に伴う所要の規定の整備をはかるものであります。

一方、現行の邦船外航船舶にかかる固定資産税につきましては、別途法律案を提出いたしまして、これを課さないこととするを予定しておりますので、邦船につきましては、実質的に税負担の増加を来さないものであります。

次に、物品税法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

物品税につきましては、昭和三十七年度においてその税負担を大幅に軽減するとともに、体系的な整備をはかったことでもありますので、昭和三十九年度におきましては、原則として改正を見送ることとしておりますが、昭和三十七年度の改正により新たに課税することとなった物品のうち一部の

ものにつきましては、その軽減税率の適用期間を延長する等の必要があるもので、ここに物品税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について、その大要を御説明申し上げます。

第一は、昭和三十七年度の新規課税物品のうち、アンサンブル式レコード演奏装置等三品目に対する軽減税率の適用期限の延長であります。

昭和三十一年度、他の課税物品との負担の均衡をはかる見地から新たに課税されることとなったアンサンブル式レコード演奏装置等九品目のうち、基本税率が三〇％または二〇％とされている七品目につきましては、二年間、暫定的に一〇％に軽減することとしておりますが、このうち、アンサンブル式レコード演奏装置、パツケージ型ルームクーラー及び自動車の冷房装置の三品目につきましては、いづれも開発後日の浅い商品であるため、現在のところ輸入品との競争力も比較的弱く、量産によるコスト軽減の必要が痛感されるところに、その育成により将来輸出商品として大いに伸長することが期待されること等の観点から、その軽減措置をさらに二年間延長しようとするものであります。

改正案の第二は、物品税の未納税移入の手続の簡素化であります。

現在未納税で所定の場所に課税物品を移入した者は、移入した日から十日以内にその場所の所轄税務署長に移入申告書を提出することとなっておりますが、所轄税務署長の承認を受けた場

合には、移入した日の属する月の翌月十日までに提出できることに改めようとするものであります。

なお、この法律案による改正規定は、本年四月一日から施行することとしております。

次に、相統税法の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、相統税につきまして、相統税及び贈与税の負担の軽減合理化をはかるため、これらの基礎控除を引き上げるとともに、民法の一部改正に伴い相統財産法人から財産の分与があった場合における相統税の課税につき所要の規定の整備をはかる等の改正を行なうこととしていたしました。

以下、この法律案について、その大要を御説明申し上げます。

第一は、相統税及び贈与税の課税最低限等を引き上げることあります。

御承知のとおり、相統税の課税最低限は、中小財産階層について課税が生じないような配慮のもとに、その金額を定めているのでありますが、最近における所得の増加に伴う個人財産の増加の状況、さらには、今後における経済発展の見通し並びに農業経営の近代化と自立経営育成の必要性等を考慮いたしまして、この際、相当規模の農家及び中小企業その他一般世帯の中小財産階層に相統税の課税が生じないようにするため、現行の遺産にかかる基礎控除額について二百万円と相続人一人当たり五十万円との合計額を二百五十万

円と相続人一人当たり五十万円との合計額に引き上げようとするものであります。また、贈与税の課税最低限につきましても、現在の財産価額状況から見てきわめて少額な贈与が大部分であること及び相続税の課税最低限の引上げとの関連を考慮して、贈与税の基礎控除額を現行の二十万円から四十万円に引き上げることとした次第であります。

なお、相続税の課税最低限の引上げに関連して、各相続人及び受遺者の納付税額を計算する場合の控除額についても、現行の相続人については五十万円、受遺者については二十万円の金額を、相続人については七十万円、受遺者については四十万円に、それぞれ引き上げることとしております。

第二は、さきの民法の一部改正に伴う相続税法の規定の整備に関するものであります。御承知のとおり、民法の改正により、相続人が存在しない場合の相続財産については、被相続人と特別な縁故があった者に対し相続財産の分与ができることとなりました。この場合の課税については、従来、所得税を課税することとしていたものであります。その性格にかんがみ、これを遺贈による取得とみなして相続税を適用するとともに、その取得者について相続税の申告等の特別規定を設ける等その課税関係を明らかにいたしてあります。

次に、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。政府は、最近における道路輸送需要の著しい増大等に対処いたしまして、道路整備五カ年計画

を改定することいたしました。これに伴い、道路整備財源の拡充をはかるため、揮発油税及び地方道路税の税率をそれぞれ一〇％引き上げる等の改正を行なうこととし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について、その大要を申し上げます。

この法律案は、第一は、道路整備財源拡充の見地から、揮発油税及び地方道路税の税率を一〇％引き上げることに、第二は、揮発油の未納税移入の手続を簡素化することを内容とするものであります。

すなわち、揮発油税の税率は現在一キロリットルにつき二万二千二百円でありますが、これを二万四千三百円に引き上げ、二万四千三百円とし、地方道路税の税率は、現在、揮発油一キロリットルにつき四千四百円とありますが、これを四万四千四百円と引き上げて、四万四千四百円とするものであります。これにより、昭和三十九年度について、揮発油税百八十二億円、地方道路税三十三億円、合計二百一十五億円の増収となる見込みであります。

なお、この税率引き上げに伴いまして、改正法の施行日である昭和三十九年四月一日現在に、製造場及び保税地域以外の場所合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者または販売業者に対して、一キロリットルにつき二千二百円の揮発油税及び四百円の地方道路税の税率で手持ち品課税を行なうこととしております。また、揮発油税及び地方道路税の税率の引き上げに伴い、地方道路税法における揮発油税と地方道路税の配分について、現在揮発油税二百六十一分の二百二十一、地方道路税二百六十一分の四十と

なっておりますものを、揮発油税二百八十七分の二百四十三、地方道路税二百八十七分の四十四に改めることといたしてあります。

次に、揮発油の未納税移入手続について、現在、未納税で所定の場所に揮発油を移入した者は、移入した日から十日以内にその場所の所在地の所轄税務署長に移入申告書を提出することとなっており、事務手続の簡素化をはかるため、所轄税務署長の承認を受けた場合は、移入をした日の属する月の翌月十日までに提出できることに改めるものであります。

最後に、自動車検査登録特別会計法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府におきましては、近年における自動車の激増に対処し、自動車の検査及び登録事務の処理体制の改善をはかる方針のもとに、所要の予算を計上して別途御審議をお願いしている次第であります。その経理につきましましては、特別会計を設置してこれを一般会計と区分して行なうことが適当であると認め、ここにこの法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この特別会計は、自動車の検査及び登録事務に関する経理を行なうことを目的とするものでありまして、運輸大臣が管理することとしております。

第二に、この会計の歳入は、自動車検査登録印紙売り渡し収入及び付属雑収入とし、歳出は、事務取り扱い費、施設費及び一時借り入れ金の利子その他

の諸費としております。その他この会計の予算及び決算の作成及び提出に必要事項をはじめとし、決算上の剰余金の処分、余剰金の資金運用部への預託、一時借り入れ金の借り入れ等について必要な事項を定めることとするとともに、この特別会計の設置に伴い必要な関係法の諸規定の整備を行なうこととしております。

以上が、この税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案外四法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(新谷實三郎君) 本日の委員会における審議は、この程度にとどめます。

次回は二月二十五日午前十時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十四時四十三分散会

二月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、法人税法の一部を改正する法律案

一、相続税法の一部を改正する法律案

一、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案

一、自動車検査登録特別会計法案

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法(昭和二十二年法律第二

十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号及び第二項中「二百万円」を「三百万円」に改める。

第十七条の二第一項中「百分の十五を」「百分の二十を」に改め、同条第三項中「二百万円」を「三百万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 次項に定めるものを除くほか、改正後の法人税法第十七条及び第十七条の二の規定は、法人(同法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ)の昭和三十九年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ)について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 法人の昭和三十九年四月一日以後最初に終了する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度に係る改正前の法人税法第十九条第一項ただし書又は第二十条第一項の規定による申告書の提出期限が同日前であるときは、その法人の当該申告書に係る法人税として納付した、又は納付すべきであ

つた法人税については、なお従前の例による。

相続税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。
（遺贈に因り取得したものとみなす場合）

第三条の二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十八条の三第一項の規定により同項に規定する相続財産の全部又は一部を与えられた場合においては、その与えられた者が、その与えられた時における当該財産の時価（当該財産の評価について第三章に特別の定めがある場合には、その規定により評価した価額）に相当する金額を当該財産に係る被相続人から遺贈に因り取得したものとみなす。

第七条中「明治三十一年法律第九号」を削る。
第十五条第一項中「二百万円」を「二百五十万円」に改める。
第十七条第一項第一号中「五十万円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「二十万円」を「四十万円」に改める。
第十八条の二中「相続開始前」を「相続開始以前」に改める。
第二十一条の四中「二十万円」を「四十万円」に改める。
第二十一条の六中「十万円」を「二十万円」に改める。
第二十九条を次のように改める。

第五部 大蔵委員会議録第七号 昭和三十一年二月二十日【参議院】

（相続財産法人に係る財産を与えられた者に係る相続税の申告書）
第二十九条 第三条の二に規定する事由が生じたため新たに第二十七条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた者は、同項の規定にかかわらず、当該事由が生じたことを知つた日の翌日から六月以内（その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に課税価格、相続税額その他政令で定め

る事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 第二十七条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。
第三十一条中「第二十七条の下に『若しくは第二十九条』を加え、『当該申告書』を『これらの申告書』に改め、同条に次の二項を加える。
2 前項に規定する者は、第三条の二に規定する事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、当該事由が生じたことを知つた日の翌日から六月以内（その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 前項の規定は、同項に規定する修正申告書の提出期限前に第三十条第一項第四号の規定による更正があつた場合には、適用しない。
第三十二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 第三条の二に規定する事由が生じたこと。
第三十三条中「第二十七条又は第二十八条の規定による申告書（これらの申告書を『期限内申告書』という。）を『第二十七条から第二十九条までの規定による申告書（第五十条を除き、以下『期限内申告書』という。）又は第三十一条の規定による修正申告書』に改める。
第三十五条第一項中「第三十条又は第三十一条の下に『第二二項』を加え、『これらの規定に規定する申告書を提出していない』を『同項の規定による修正申告書を提出しなかつた』に改め、『決定し、又は』を削り、同条第二項中『決定』の下に『又は更正』を加え、同項に次の一号を加える。
四 第二十九条第一項若しくは同条第二項において準用する第二十七條第二項又は第三十一条第二項に規定する事由に該当する場合において、第三十条の二に規定する事由が生じた日の翌日から六月を経過したとき。
第三十五条第三項第一号中「第二十七條の下に『若しくは第二十九條』を加え、『当該申告書』を『これらの申告書』に改める。
第四十九条第一号中「千円」を「二万円」に改め、同条第二号中「第二十七條第三項の下に『第二十九條第二項』において準用する場合を

含む。」を加え、「三千万円」を「五千万円」に改める。
第五十条を次のように改める。
（義務修正申告に対する国税通則法の適用に関する特則）
第五十条 第三十一条第二項の規定による修正申告書及び第三十五条第一項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。
一 当該修正申告書で第三十一条第二項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。
二 当該修正申告書で第三十一条第二項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「相続税法第三十一条第二項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七條若しくは第二十九條の規定による申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書」とする。
三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六條の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正（第三十一条第一項に規定する決定を受けた場合における当該修正申告書及び更正を除く。）には、適用しない。

第六十二条第三項中「第二十八條第二項の下に『及び第二十九條第二項』を加える。
第六十八條第三項を削る。
附則第三項中「第二十七條第一項」の下に『又は第二十九條第一項』を加える。

附則
1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。
2 次項に定めるものを除くほか、改正後の相続税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和三十一年一月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）又は贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

3 新法第三條の二、第二十九條及び第五十条並びに第三十一条から第三十三条まで及び第三十五条（新法第三條の二に規定する事由に係る部分に限る。）の規定は、昭和三十一年一月一日以後に死亡した者に係る財産につき当該事由が生じた場合について適用する。
4 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
第四條中「第二十七條又は第二十八條」を「第二十七條から第二十九條まで」に改める。

第五部 大蔵委員会議録第七号 昭和三十一年二月二十日【参議院】

三

第六條第一項中「第二十七條」の下に「又は第二十九條」を加える。

揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案

揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律

（揮発油税法の一部改正）

第一條 揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九條中「二万二千五百円」を「二万四千三百円」に改める。

第十四條第七項中「その移入をした日から十日以内に」を削り、「所轄税関長」の下に「以下この項において同じ。」を加え、「提出し」を「に、その移入をした日から十日以内（政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで）」に提出し」に改める。

（地方道路税法の一部改正）

第二條 地方道路税法（昭和三十年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第四條中「四千円」を「四千四百円」に改める。

第七條第二項、第九條第二項、第十條第一項、第十二條第三項及び第十三條第一項中「二百六十一分の四十」を「二百八十七分の四十四」に、「二百六十一分の二百二十一」を「二百八十七分の二百四十三」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税及び地方道路税については、なお従前の例による。

3 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税及び地方道路税の免除を受けてこの法律の施行前に揮発油の製造場から移

出され、又は保税地域から引き取られた揮発油について、この法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合においては、改正後の揮発油税法及び地方道路税法を適用する。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
揮発油税法第十四條の二第二項	同法第十四條の二第七項
揮発油税法第十五條の二第二項	同法第十五條の二第三項において準用する同法第十四條の二第七項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五條第一項	同法第五條第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第一項	同法第七條第三項
租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十條の二第二項	同法第九十條の二第二項において準用する揮発油税法第十四條の二第七項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十一号）第十條第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四十九号）第三條第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十條第二項又は第十一條第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條

に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十二号）第七條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律百十二号）第二條第一項

4

この法律の施行の際、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所から揮発油（この法律の施行前に揮発油税法第十四條第一項、第十五條第一項若しくは第十六條第一項又は租税特別措置法第九十條第一項の規定に該当するものとして揮発油の製造場から移出されたもの並びにこの法律の施行前に前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税及び地方道路税の免除を受けて揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものであつて、附則第二項の規定が適用されないものを除く。）を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所ですり出す場合には、その合計数量）が五キログラム以上であるときは、当該揮発油については、当該場所を揮発油の製造場と、その者を揮発油の製造者とみなし、この

法律の施行の日における当該揮発油を当該揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キログラムにつき、二千二百円の揮発油税及び四百円の地方道路税を課する。

5 前項の場合においては、税務署長は、揮発油税にあわせて地方道路税を徴収する。この場合において、税務署長は、その所轄区域内に所存する同一人の貯蔵場所にある揮発油に係る揮発油税額及び地方道路税額を合算し、当該合算した額の揮発油税及び地方道路税を次の区分に応じ、当該区分ごとに掲げる日を納期限として徴収するものとする。ただし、当該合算した額が五十万円をこえるときは、当該合算した額の揮発油税及び地方道路税を、昭和三十九年四月から同年八月までの各月に等分して、それぞれの月の末日を納期限として、徴収するものとする。

に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律百十二号）第二條第一項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の第六條

5

法律の施行の日における当該揮発油を当該揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キログラムにつき、二千二百円の揮発油税及び四百円の地方道路税を課する。

前項の場合においては、税務署長は、揮発油税にあわせて地方道路税を徴収する。この場合において、税務署長は、その所轄区域内に所存する同一人の貯蔵場所にある揮発油に係る揮発油税額及び地方道路税額を合算し、当該合算した額の揮発油税及び地方道路税を次の区分に応じ、当該区分ごとに掲げる日を納期限として徴収するものとする。ただし、当該合算した額が五十万円をこえるときは、当該合算した額の揮発油税及び地方道路税を、昭和三十九年四月から同年八月までの各月に等分して、それぞれの月の末日を納期限として、徴収するものとする。

この法律の施行の際、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所から揮発油（この法律の施行前に揮発油税法第十四條第一項、第十五條第一項若しくは第十六條第一項又は租税特別措置法第九十條第一項の規定に該当するものとして揮発油の製造場から移出されたもの並びにこの法律の施行前に前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税及び地方道路税の免除を受けて揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものであつて、附則第二項の規定が適用されないものを除く。）を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所ですり出す場合には、その合計数量）が五キログラム以上であるときは、当該揮発油については、当該場所を揮発油の製造場と、その者を揮発油の製造者とみなし、この

法律の施行の日における当該揮発油を当該揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キログラムにつき、二千二百円の揮発油税及び四百円の地方道路税を課する。

第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）第三十八条の十二第一項の規定により保険料を納付するとき。

二 農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）第十一条第一項の規定により手数料を納付するとき。

三 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二百一十号及び第二百一十一号を除く。）の規定により手数料を納付するとき。

四 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第三十一条第一項の規定により保険料を納付するとき。

五 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第九十二条第一項又は第九十三条第二項の規定により保険料を納付するとき。

2 前項に規定する収入印紙、失業保険法第三十八条の十二第一項に規定する失業保険印紙、農産物検査法第十一条第三項に規定する農産物検査印紙、道路運送車両法第二百一十号に規定する自動車検査登録印紙、日雇労働者健康保険法第三十一条第二項に規定する健康保険印紙及び国民年金法第九十二条第一項

に規定する国民年金印紙の形式は、大蔵大臣が、これを定める。

第三条 印紙は、次の各号に掲げる種類に依り、当該各号に掲げる所において売り渡すものとする。

一 収入印紙 郵便局、郵便切手類売りさばき所又は印紙売りさばき所

二 失業保険印紙 郵政大臣が労働大臣に協議して指定する郵便局

三 農産物検査印紙 食糧事務所又は農林大臣が委託する者が設ける農産物検査印紙売りさばき所

四 自動車検査登録印紙 陸運局若しくは陸運事務所（地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第四十三号）附則第三項の事務所をいう。）又は運輸大臣が委託する者が設ける自動車検査登録印紙売りさばき所

五 健康保険印紙 郵政大臣が厚生大臣に協議して指定する郵便局

六 国民年金印紙 都道府県若しくは市町村（特別区を含む。）の事務所又は厚生大臣が委託する者が設ける国民年金印紙売りさばき所

2 前項第一号、第二号又は第五号の印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は郵政大臣が、同項第三号の印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は農林大臣が、同項第四号の

印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は運輸大臣が、同項第六号の印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は厚生大臣がそれぞれこれを定める。

4 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「港湾整備特別会計」の下に「自動車検査登録特別会計」を加える。

5 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 自動車検査登録特別会計の経理を行なうこと。

昭和三十九年二月二十五日印刷

昭和三十九年二月二十六日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局